

# ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和5年3月24日（金）午後1時28分開議

議事堂第2，第3委員会室

## 【付議事件】

### 1 議案

- 議案第35号 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例及びひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第39号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第42号 ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第43号 ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第44号 ひたちなか市津田老人いこいの家設置及び管理条例を廃止する条例制定について
- 議案第45号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第46号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第47号 ひたちなか市休日夜間診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第50号 外野小学校給食室改修建築工事請負契約の締結について
- 議案第51号 勝田第二中学校給食室改修建築工事請負契約の締結について
- 議案第52号 外野小学校給食備品購入売買契約の締結について
- 議案第53号 勝田第二中学校給食備品購入売買契約の締結について

### 2 請願・陳情

- 請願第37号 学校給食費の令和5年度無償化を求めることについて

---

### ○出席委員 8名

文教福祉委員会	雨澤	正	委員長
	弓削	仁一	副委員長
	井坂	涼子	委員
	萩原	健	委員
	大内	博文	委員
	三瓶	武	委員

樋之口 英 嗣 委 員  
打 越 浩 委 員

---

○欠席委員 0名

---

○委員外議員 2名 大 谷 隆 議 長  
宇 田 貴 子 議 員

---

○説明のため出席した者

総務部	永 井 四十三	契約検査課長
	佐々木 稔	契約検査課長補佐兼係長
	小 室 剛	契約検査課主幹
福祉部	鈴 木 秀 文	福祉部長
	大和田 征 宏	福祉事務所長兼幼児保育課長
	西 野 貴 弘	参事兼国保年金課長
	武 石 泰 文	国保年金課長補佐
	金 子 敬 志	国保年金課長補佐兼医療係長
	檜 山 大 輔	国保年金課長補佐兼国保係長
	根 本 恵 子	国保年金課国保係長
	大 谷 宏	健康推進課長
	植 田 成 昭	健康推進課長補佐兼係長
	安 藤 ゆみ江	地域福祉課長
	鯉 渕 友 和	地域福祉課係長
	横 山 幸 一	高齢福祉課長
	井 上 直 美	高齢福祉課係長
	大 山 純 子	高齢福祉課係長
	中 川 泰 行	幼児保育課長補佐
教育委員会事務局	湯 浅 博 人	教育部長
	根 本 光 恵	学校管理課長
	飛 田 政 則	学校管理課技佐
	神 永 和 代	保健給食課長

---

○事務局職員出席者

議会事務局	岩 崎 龍 士	局長
	益 子 太	係長
	折 本 光	主任

# 文 教 福 祉 委 員 会

令和5年3月24日（金）

茨城県ひたちなか市議会

午後1時28分 開会

○雨澤委員長 それでは、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案12件、請願1件、以上13件です。

審査の進め方につきましては、所管ごとに審査を行いたいと思います。

最初に、教育委員会所管の議案4件及び請願1件を審査した後、次に、福祉部所管の議案8件の審査を行います。

以上のように委員会を進めたいと思いますが、異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは最初に、議案第50号 外野小学校給食室改修建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。湯浅教育部長。

○湯浅教育部長 議案第50号 外野小学校給食室改修建築工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

外野小学校給食室改修建築工事につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりました川崎・よこすか特定建設工事共同企業体と契約金額1億6,677万7,600円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

当市の学校給食施設におきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、細菌の繁殖を防止するため、床が乾いた状態で作業できるドライシステムを導入するとともに、二次汚染防止の観点から、泥、ほこりなどが付着している食材を取り扱う下処理室や洗浄した食材で調理を行う調理室など、作業工程によってそれぞれの部屋を区切った構造とするなど、食中毒のリスクを軽減する調理施設の整備を進めているところであります。

外野小学校の給食室改修建築工事につきましては、令和6年4月からの給食開始を目指し、令和6年1月31日までを契約期間としているところであります。

議案書に添付しております参考資料につきましては、当該案件に係る入札の状況等を示したものとなりますので、併せてご確認をお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しまし

た。

次に、議案第51号 勝田第二中学校給食室改修建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。湯浅教育部長。

○湯浅教育部長 議案第51号 勝田第二中学校給食室改修建築工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

勝田第二中学校給食室改修建築工事につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりました大栄・井上特定建設工事共同企業体と契約金額1億7,452万9,520円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

外野小学校と同様に、ドライシステム化など、食中毒のリスクを軽減する調理施設を整備するものであり、令和6年4月からの給食開始を目指し、令和6年1月31日までを契約期間としているところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第52号 外野小学校給食備品購入売買契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いします。湯浅教育部長。

○湯浅教育部長 議案第52号 外野小学校給食備品購入売買契約の締結についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

外野小学校における給食備品の購入につきましては、指名競争入札の結果、落札者となりました日立調理機株式会社と契約金額8,798万円で売買契約を締結しようとするものであります。

今回の契約につきましては、1日約840食の調理能力を備えた給食室を整備するため、ドライシステム対応の調理機器、厨房設備の整備を行うためのものであります。

契約期間につきましては、令和6年4月からの給食開始を目指し、令和6年3月31日までを契約期間としているところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第53号 勝田第二中学校給食備品購入売買契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。湯浅教育部長。

○湯浅教育部長 議案第53号 勝田第二中学校給食備品購入売買契約の締結についてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

勝田第二中学校における給食備品の購入につきましては、指名競争入札の結果、落札者となりました日東調理機株式会社と契約金額9,850万円で売買契約を締結しようとするものであります。

今回の契約につきましては、1日約710食の調理能力を備えた給食室を整備するために、ドライシステム対応の調理機器、厨房設備の整備を行おうとするものであります。

契約期間につきましては、外野小学校給食室と同様に、令和6年3月31日までを契約期間としているところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

今回新たに付託されました請願第37号 学校給食費の令和5年度無償化を求めることについてを議題とします。

請願書につきましては、お手元に配付の写しのとおりです。

事務局職員に朗読させますので、よろしくお願ひします。折本主任。

(事務局朗読)

○雨澤委員長 それでは、何かご意見等がありましたら発言をお願いいたします。ありませんか、発言あれば。弓削委員。

○弓削委員 今現在、国、政府をはじめ、少子化対策というのが進められております。また検討もされております。私としては、国と地方の施策のバランスとか財政負担の在り方とか、その辺についてもう少し時間をいただいて勉強したいなと思っております。そういったことから、継続審議というような形でお願ひできればと思いますので、お諮りいただければと思います。

以上です。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。萩原（健）委員。

○萩原（健）委員 この給食費の無償化については、全国の自治体の約3割がこれから実施されるということであります。本市でも、本来であれば4月から無償化の実施が実現できればよかったですのですが、財政難の中でなかなか厳しい状況ではあります。しかしながら、先日、少子化対策として学校無償化のほうを政府に提言されたということですので、今後の国の動向を見ながら結論を出すべきだと私は思いますので、継続審議がよいと思います。

以上です。

○雨澤委員長 ほかにありませんか。打越委員。

○打越委員 今、皆さんのお話で継続のお話が出ておりますけど、私どもの市議会に与えられたやつは9月の議会、あと2回しかないということが第一の前提でございます。それと、この請願の中で、学校給食費の令和5年度無償化を求めることについてということでありまして、本来ならば学校給食費は請願というよりは陳情のほうがいいのかなとは思っておりますけど、今、国で岸田首相が異次元の子どもの対策ということで、今まで少子高齢化というのが少子化に変わっております。要するに、子どもたちの教育の場を異次元の対策をしたいということがあります。

また、新聞紙上で書いてありますが、公明党の高木政調会長も、次世代育成のための緊急事態宣言として、児童手当の所得制限の撤廃とか、あとは妊娠・出産時に10万円を給付、あと高校生までの医療費の助成の拡大とって、たくさんやっています。これは給食費のお話でございますので、この願ひについては前年、令和4年度の2月、3月分もやっておりますので、この趣旨はよろしいんではないかと。それで、今申しましたように、公明党の高木さんが言っているのと、自民党の茂木さんが言っているように、給食費の無償化は国費で検討するというふうに新聞で発表していますので、文教福祉委員会として、公明党の高木さんが言っているやつも含めて、文教福祉委員会として意見書をつけて国のほうに付託したらいいというふうに思っております。したがって、これ、継続にするとまた6月に同じことやらなくちゃならないんですね。だから、これは大卒こういう方向に地方自治体は行っているのではないかと。ということで、執行権者と議会は全く違っても構わないわけだから、議会としてはこういう方向で行くということで趣旨採択でよろしいと思うんですけど、そうすれば6月にやらなくて済むんだ

と思います。

以上です。

○雨澤委員長 ほかに。三瓶委員。

○三瓶委員 まず、執行部のほうにお伺いしますが、本市の給食費、小学校と中学校それぞれで年間でどのくらいかかっているのか教えていただけますか。

○雨澤委員長 神永保健給食課長。

○神永保健給食課長 ただいまの質問にお答えいたします。

給食費につきましては、小学校の給食が児童生徒8,000人弱おまして、月大体4,300円の費用を頂いております、年間11か月分、8月は給食は提供しておりませんので、11か月分を掛けますと、金額が大体小学校で3億7,300万弱、中学校では4,000人弱児童生徒がおまして、月単価4,700円で11か月となっておりますので、2億400万程度ということに1年間の給食費がかかっている状況です。

以上です。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 ありがとうございます。それと、今定例会の代表質問、一般質問かな、の答弁にもあったかと思うんですけども、令和5年度の予算において、4月から10月までの食材高騰分について3,200万何がしの予算を計上されているということですけども、それをもう一度ちょっとお答えをお願いします。

○雨澤委員長 神永保健給食課長。

○神永保健給食課長 令和5年度の予算について、給食費の保護者の負担軽減分といたしましては、小学生が月単価として410円、それから中学生が月単価として530円を市のほうから補助する形の予算を計上させていただいております。こちらの月数が4月から10月までの6か月間、金額としては3,248万3,000円を計上しております、こちら、予算がついた形になっております。

以上です。

○雨澤委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 ありがとうございます。今、執行部にもお答えいただいたように、まず3億7,300万、2億400万、5億7,000万近い予算を、財源というものをどう確保するかというのがありますけども、やはりまだ他市町村の動向とか状況を調査する必要もありますし、これは全国的に言われていますけども、この多額な財源を恒久的にいかにか確保するかというのは大きな難題になっているということもあります。ですから、ここはもうちょっと調査をすべきだと思いますので、今回、継続にすべきだと思います。

○雨澤委員長 今、継続と趣旨採択という意見が出ましたけども、今、暫時休憩しますので、ちょっと集約していただければありがたいと思いますので、暫時休憩します。

午後1時47分 休憩

午後1時49分 再開

○雨澤委員長 再開します。

本件につきましては、継続審査を求める意見と趣旨採択を求める意見があります。

継続審査についてお諮りします。本件を閉会中の継続審査にすることに賛成の委員の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○雨澤委員長 起立多数です。それでは、継続審査とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で請願の審査を終了いたします。

執行部の入替えを行いますので、暫時休憩します。

(「文教，替わるんですね。入れ替わる前に質問したいんですけど」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 図書館の件で質問をしてもよろしいでしょうか。

○雨澤委員長 申し訳ありません、議案と関係ない。後でその他の中でちょっといろいろ話があれば。

それでは、執行部の入替えのため、暫時休憩します。

午後1時50分 休憩

---

午後1時52分 再開

○雨澤委員長 これより再開します。

次に、議案第35号 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例及びひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題にします。

提出者の説明をお願いします。鈴木福祉部長。

○雨澤委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 それでは、議案第35号 ひたちなか市附属機関の設置に関する条例及びひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

今般、子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例において引用する同法の条項について移動が生じたことから、条項の改正を行おうとするものです。

こども家庭庁は、政府のこども政策を一元的に推進するため、複数の府省等に分かれて存在しているこども政策に関する機能を一本化することを目的として、内閣府の外局として新設されることとなりました。新設に伴いまして、これまでの内閣総理大臣と関係大臣との間で事務を調整するために必要であった協議が不要となることや内閣府に設置されていた子ども・子育て会議が廃止されることなど、当該協議に係る規定及び子ども・子育て会議の設置等に関する規定が削除されたため生じる引用条項の移動に対応しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第39号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 議案第39号 ひたちなか市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例制定につきましては、今年度、県内全ての市町村における賦課方式の2方式化へ統一に伴う税率改正を実施したところでございますが、同時に、県に支払う三十数億円の納付金額に見合った賦課額とする極めて大きな改正となりましたことから、被保険者の負担が大きく増えることとなりました。そのため、小学生から高校生世代以下の均等割減免及び被保険者数が多い世帯の均等割減免の規定として、第19条第2項、付則第16項及び第17項を加える改正を行ったところであります。

来年度におきましても、被保険者の負担をできる限り緩和するために、小学生から高校生世代以下の均等割の5割減免、さらに被保険者数が多い3人以上世帯を対象に、3人目以降の均等割の5割減免を継続実施しようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第42号 ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 議案第42号 ひたちなか市金上ふれあいセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

○雨澤委員長 鈴木部長，座って，着席のまま。

○鈴木福祉部長 すみません，着座にて失礼いたします。

金上ふれあいセンターは，高齢者をはじめとする地域住民の福祉の増進，生涯学習の推進及び世代間交流の促進を図るために設置された施設でございます。

センターの2階部分に所在するひたちなか市老人福祉センター金上荘については，利用者が減少していることを踏まえ，施設の在り方を検討いたしました。その結果，当該施設につきましては廃止し，全世代が利用できる貸館施設として機能を変更して運用していくこととしましたので，本条例中のひたちなか市老人福祉センター金上荘に係る規定を削るほか，新たに設置する娯楽室及び大広間の使用料を規定する等，所要の改正を行おうとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 討論なしと認め，討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 異議なしと認め，本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に，議案第43号 ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 議案第43号 ひたちなか市老人福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本市では，高齢者に健康で豊かな明るい生活を営んでいただくことを目的といたしまして，老人福祉法第15条第5項の規定に基づき，市内に5か所の老人福祉センターを設置し，運営を行ってまいりました。

近年，利用者が減少していること，施設の老朽化が激しく，修繕費に多額の費用を要していること等の状況を踏まえまして，今後の施設の在り方の検討を行ってまいりました。

検討の結果，比較的利用者が多い大島荘，高場荘，みなと荘については，施設の運営を継続し，利用者数が少ない馬渡荘及び金上荘については，令和4年度末をもってセンターの機能を廃止することとしたことから，本条例中のセンターの一覧から馬渡荘及び金上荘を削るもので

す。また、令和3年度末をもって廃止いたしましたセンターの入浴施設に係る回数券の返還事務について、当該施設の廃止後1年の期間を経過したことから、返還申請の受付を終了するための改正を行うものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。樋之口委員。

○樋之口委員 利用者が随分減ってきたというお話なんですけど、数値を教えてください。

○雨澤委員長 横山高齢福祉課長。

○横山高齢福祉課長 利用者数についてお答えいたします。

こちら、入浴施設廃止、また在り方を検討に至ったのは、令和2年度でございます。そのときに、うちのほうで数値のほうを見てきたんですが、10年前の平成22年は各施設が約50人から70人いらっしゃいまして、全体で300人を超えていたという状況でございます。それが、令和元年に至りましては、大島荘が62、そのほかは20名前後ということで、コロナ前においても利用者数がかなり少なくなってきたという状況でございます。

それから、今度はコロナ感染症の影響で、現在の状況になりますが、令和4年12月末現在では、馬渡荘が1日6名、大島荘が1日29名、高場荘が7名、みなと荘が7名、津田いこいの家が6名、金上荘が6名というように、10桁以下というふうな状況になっております。

以上です。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 ありがとうございます。コロナがほぼ収まりつつあるところで、これから伸びてくる可能性というのはあるかと思うんですが、その点は考慮に入れて決めたということで理解してよろしいのでしょうか。

○雨澤委員長 横山高齢福祉課長。

○横山高齢福祉課長 令和元年度、先ほど言ったように20名前後ということで、その後、入浴施設をこの時点で令和3年度から廃止させていただいたと。そういったところから、今後の利用者数を上げるために、今回、老人福祉センターをこちら廃止させていただいて、金上荘になります。そこで介護予防教室等の利用を図るとともに、指定管理の管理形態にして、高齢者に限らず多世代が使えるような施設にするということで、今後の見通しも立てた上で、今回、条例廃止させていただくという形です。

○雨澤委員長 樋之口委員。

○樋之口委員 大体理解はできました。ただ、私が気になっていたのは、今まで歩いて行けた方が今度は遠くなっちゃって行けなくなったとか、そういう可能性もあるような気がしたんですね。その辺の対応はどういうふうにしていくのかという、今後の体制だけ教えていただければと思います。

○雨澤委員長 横山高齢福祉課長。

○横山高齢福祉課長 議員のおっしゃるとおり、近くに高齢者が交流を図るための施設というのは、今後非常に大事になってくるかなというふうに思っております。そういった中で、今回、

津田いこいの家等，ワイワイふれあい館を廃止して統合させる，移動させるといったこともございます。そういったことから，今後はサロンへの支援を強化したり，空き家対策で今，空き家バンクをやっていますが，そちらを活用したり，あとは，うちの部署ではないんですが，集会場辺りの支援を強化していくというようなことで，地域の集まる場所，こちらを大切にしていきたいなというふうに思っております。

○雨澤委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 討論なしと認め，討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 異議なしと認め，本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に，議案第44号 ひたちなか市津田老人いこいの家設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 議案第44号 ひたちなか市津田老人いこいの家設置及び管理条例を廃止する条例制定についてご説明いたします。

本市では，高齢者に教養を高めいただくことや，レクリエーション等の場を提供し，高齢者の心身の健康を図ることを目的といたしまして，ひたちなか市津田老人いこいの家を設置し，運営を行ってまいりました。しかしながら，近年利用者が減少していること，施設の老朽化が著しく，修繕費に多額の費用を要していること等の状況を踏まえまして，今後の施設の在り方の検討を行ってまいりました。

検討の結果，津田老人いこいの家については，現在の施設の機能を廃止し，普通財産とした上で，地域コミュニティの活動の場として，地域に運営を移管することとしましたので，本条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 質疑なしと認め，質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 討論なしと認め，討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第45号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 議案第45号 ひたちなか市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

現在、子どもの医療費を助成している医療福祉費支給制度、通称小児マル福については、茨城県が定める要領等の規定に準じて所得制限を設け、父母等の所得が所得基準額未満の対象者に医療福祉費を支給しているところでございます。

今般、少子化対策及び子育て支援をさらに推進するため、市の単独事業として、令和5年10月から小児マル福における所得制限を撤廃しようとするものでございます。また、小児マル福における自己負担金の支給については、小児マル福の対象年齢の拡大により、本市における小児マル福の支援内容が充実してきたことや、県内同規模自治体の支給状況等も踏まえまして、令和5年9月分の支給をもって廃止しようとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第46号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 議案第46号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例の第6条は、被保険者が出産した場合において、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金を支給することについて定めております。

今般、健康保険法施行令の改正に伴いまして、出産一時金の額が引き上げられることから、本条例においても、出産育児一時金の額を同令に規定する額に引き上げる改正を行おうとする

ものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第47号 ひたちなか市休日夜間診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明をお願いします。鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 議案第47号 ひたちなか市休日夜間診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

本条例は、休日並びに土曜日及び休日の夜間等における市民の応急診療を行うため、休日夜間診療所の設置及び管理について必要な事項を定めております。

今般、緊急時における医療提供体制の整備を目的に、多くの医療機関が休診日となることが見込まれるお盆の時期について、休日夜間診療所の業務を実施することが決定されたため、診療日の規定に8月13日から8月15日までの期間を追加し、当該期間の診療時間を規定するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○雨澤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

執行部は退席して結構です。

(執行部退席及び入室)

○雨澤委員長 先ほど教育委員会所管の議案の52号と53号の提案理由の説明のうち、内容に若干誤りがあったということで、訂正させていただきたい旨の申入れがありましたので、訂正の申入れを許可しましたので、説明をお願いしたいと思います。湯浅教育部長。

○湯浅教育部長 大変申し訳ありません。議案52号と53号で契約金額の部分で誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

金額のほうが、8,798万円とご答弁を申し上げましたが、これが税抜きで金額で申し上げてしましまして、契約金額としましては、9,677万8,000円が正しい数字となります。ご訂正をお願いいたします。

もう1件が、53号、こちらにつきましても、税抜きの金額ということで、9,850万円とご答弁をさせていただきましたが、1億835万円の誤りです。大変申し訳ありませんでした。

○雨澤委員長 これについて何かありましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、執行部は退席して結構です。

(執行部退席)

○雨澤委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議いたします。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さん、何かご意見ありましたらお願いいたします。樋之口委員。

○樋之口委員 すみません、先ほどは大変失礼いたしました。私、図書館の建築について、まだちょっと知りたいこととか、確認したいことがあるので、それを取り扱っていただければありがたいなと思います。

○雨澤委員長 図書館事業ですね。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、日程等をちょっと決めたいと思うんですが、4月24日から28日の間で決めたいと思うんですが、都合の悪い日、誰かおられますか。

(「28は駄目」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 28日は駄目。

(「25が駄目」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 25が駄目。

(「私も25と28が駄目だから」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 全員そこが駄目だということはどうしようもない。

(「24、26だ」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 そうすると、25と28日は駄目ということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、日程は……

(「24か26にしたら」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 24, 26, 27, この3日間で決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 この日程が決まりましたら、こちらで皆さんのもとにご連絡させていただきたいと思います。また、所管の内容についてもそのときにお知らせしますので、よろしく願いいたします。

以上で、閉会中の所管事務調査についてを終了いたします。

次に、委員会の行政調査について協議いたします。

令和5年度の委員会の行政調査の実施についてはいかがいたしますか。皆さんのご意見を願いたいんですが。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、正副一任ということで。

日程なんですが、やる場合の日程については、5月15日から19日の間なんですが。

(「18日はちょっと厳しい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 18日が駄目ですか。

(「15から17しかない」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 そうすると、15から17に決定になるね。そうすると、18日は駄目ですね。5月18日が駄目。そうすると、これはもう決定ですね、18日が駄目だということ。15から17日のこの3日間、大丈夫ですか。

(「はい」「休憩していただいているですか」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 暫時休憩します。

午後2時18分 休憩

---

午後2時21分 再開

○雨澤委員長 再開します。

それでは、日程に関して、5月22日から25日の間ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 では、決定した段階で皆様にお話ししたいと思います。

案件につきましては、正副一任ということで先ほどありましたので、正副一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○雨澤委員長 それでは、次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

継続調査申出書(案)を配付します。

(資料配付)

○雨澤委員長 それでは、閉会中の継続調査申し出について、事務局に説明してもらいます。

折本主任。

○折本主任 それでは、閉会中の継続調査申出書（案）についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明につきましては以上でございます。

○雨澤委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出について、何かご意見ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 異議ありませんので、この案を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○雨澤委員長 それでは、以上で本委員会に付託された案件は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午後2時23分 閉会